

7 医保第 560 号
令和 8 年 2 月 19 日

愛媛県国民健康保険運営協議会会長 様

愛媛県知事 中村 時広



国民健康保険事業に関する審議について（諮問）

国民健康保険法第 11 条第 1 項に基づき、下記の事項について諮問します。

記

○ 国民健康保険事業費納付金の徴収に関すること（別添）

【別添】

国保事業費納付金の徴収に関すること【諮問事項】

国民健康保険法施行条例（平成29年12月26日条例第43号。以下「条例」という。）の規定による知事が定める数等については、次のとおりとする。

【納付金算定に関する係数等の設定】

事 項	事務局（案）	
	令和7年度	令和8年度
所得係数「 β 」 （条例第8条、第12条、第16条関係） ※子ども・子育て支援納付金分含む。	標準の β （全国平均所得を1とした場合の県平均所得）	
市町への配分方法 （2～4方式） （条例第20条関係）	3方式 （均等割・平等割・所得割）	
均等割及び平等割の比率 （条例第11条、第15条、第19条関係） ※子ども・子育て支援納付金分含む。	7：3 （均等割：平等割）	
医療費指数 反映係数「 α 」 （条例第6条関係）	$\alpha=0.75$	
激変緩和措置 （条例第20条関係）	激変緩和措置必要なし	激変緩和措置実施
	（令和8年度激変緩和措置） ○市町ごとの一人当たり保険料必要額の伸び率が一定割合（医療給付費等の自然増による伸び率（2.6%））を超過する部分を激変緩和対象とする。 ○医療費指数の引き下げ（1→0.75）により、納付金が増額した市町の増加部分を激変緩和対象とする。	